

「茅野市宮川11140」を「茅野市宮川5010番地1」に、
 「特別養護老人ホーム かたくりの里 上伊那郡辰野町大字上島1766」を
 「特別養護老人ホームりんどう苑 茅野市豊平1907番地1」に、
 「特別養護老人ホーム かたくりの里 上伊那郡辰野町大字上島1766」に、
 「下伊那郡天竜村大字平岡781の2」を「下伊那郡天竜村平岡299番地」に、
 「木曾郡南木曾町田立字中島北150-1」を「木曾郡南木曾町田立150番地1」に、
 「安曇野市豊科5691-1」を「安曇野市豊科南穂高817番地1」に、
 「北安曇郡池田町大字池田3215-1」を「北安曇郡池田町大字池田3210番地5」に、
 「中野市大字豊田2322-1」を「中野市大字穴田2322番地1」に改め、同表の不在者投票のできる身体障害者支援施設中
 「社会福祉法人 上田しいのみ会身体障害者療護施設 しいのみ療護園」を
 「社会福祉法人 上田しいのみ会障害者支援施設 しいのみ療護園」に、
 「社会福祉法人上伊那福祉協会 身体障害者療護施設 大萱の里」を
 「社会福祉法人上伊那福祉協会 障害者支援施設 大萱の里」に、
 「長野県身体障害者リハビリテーションセンター」を「長野県立総合リハビリテーションセンター」に改め、同表の不在者投票のできる保護施設中「駒ヶ根市立救護施設駒ヶ根順天寮」を「救護施設順天寮」に改め、同表の不在者投票のできる介護老人保健施設中
 「小諸市与良町4-3-3」を「小諸市南町二丁目2番27号」に、
 「医療法人恵仁会 老人保健施設 安寿苑 佐久市大字中込62-1」を
 「特別医療法人恵仁会 介護老人保健施設 安寿苑 佐久市中込3丁目15番地6」に、
 「医療法人 栗山会 老人保健施設 アップルハイツ飯田 飯田市羽場権現1618」を
 「介護老人保健施設 はやしの杜 下伊那郡豊丘村大字神稲4176番地」に、
 「医療法人栗山会 老人保健施設 アップルハイツ飯田 飯田市羽場権現1618」に、
 「医療法人城西医療財団 老人保健施設 安曇野メディア」を「特別医療法人城西医療財団 介護老人保健施設 安曇野メディア」に、
 「医療法人聖峰会 老人保健施設 長寿の里 下水内郡豊田村大字上今井601」を
 「医療法人聖峰会 介護老人保健施設 長寿の里 中野市大字上今井601番地」に改める。

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月13日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成21年度長野県防災行政無線施設一般用電気工作物点検業務

(2) 業務箇所名

三登山中継所ほか9箇所

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から平成21年11月30日まで

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格

としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされた者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有すること。
- (5) 県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理部消防課

電話 026（235）7183

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年4月21日(火) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎災害対策本部室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

消防課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月13日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成21年度長野県防災行政無線・防災情報システム等保守点検業務

(2) 業務箇所名

長野県庁ほか163箇所

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から平成22年2月26日まで

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 電波法に定める登録点検事業者であること。
- (5) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理部消防課

電話 026（235）7183

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年4月21日(火) 午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎災害対策本部室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

消防課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月13日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県庁空調設備等自動制御設備点検作業

(2) 役務の特質

本館、議会棟及び西庁舎に設置されている空調設備等自動制御装置の点検及び調整

(3) 履行期間

契約の日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本社又は営業所等を有し、故障又は緊急の時に連絡がとれる体制が整備されている者であること。

(5) 複数の自動制御装置が広域管理システムにより一括管理されている空調設備等自動制御装置に係る点検作業の元請契約を誠実に履行する能力を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026（235）7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年4月27日（月）午前10時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年4月21日（火）午後3時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月13日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県庁吸式冷温水発生機点検作業

(2) 役務の特質

長野県庁機械室棟の吸式冷温水発生機の点検業務

(3) 履行期間

契約の日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 東洋キャリア工業株式会社製の吸収式冷温水発生機に係る点検作業の元請契約を誠実に履行する能力を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026 (235) 7045
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成21年4月27日（月） 午前11時
イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年4月21日（火）午後3時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月13日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県庁議会棟吸収式冷温水発生機点検作業

(2) 役務の特質
長野県庁議会棟の吸収式冷温水発生機の点検業務

(3) 履行期間
契約の日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁舎

(5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 三洋空調株式会社製の吸収式冷温水発生機に係る点検作業の元請契約を誠実に履行する能力を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成21年4月27日（月） 午前11時30分
イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年4月21日（火）午後3時までに提出してください。この場合において、開札日の前日ま

でに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

信州の木振興課

公告

林業技術者養成講習を次のとおり行います。

平成21年4月13日

長野県知事 村井 仁

1 期日及び場所

林業架線課程		
日程	期日	場所
前期	平成21年9月14日から 平成21年9月18日まで	塩尻市大字片丘字狐久保5739 長野県林業総合センター
中期	平成21年10月26日から 平成21年10月30日まで	"
後期	平成21年11月17日から 平成21年11月20日まで	"

伐木造材課程		
日程	期日	場所
第1回	平成21年4月21日から 平成21年4月23日まで	塩尻市大字片丘字狐久保5739 長野県林業総合センター
第2回	平成21年6月2日から 平成21年6月4日まで	"
第3回	平成21年8月25日から 平成21年8月27日まで	"
第4回	平成21年10月13日から 平成21年10月15日まで	"
第5回	平成21年12月1日から 平成21年12月3日まで	"
第6回	平成22年3月2日から 平成22年3月4日まで	"

2 受講資格

林業技術者養成講習要綱（昭和40年告示第323号）第4の規定によります。

3 受講志願の手続き

(1) 提出書類

林業技術者養成講習要綱第5に規定する受講願及び同項各号に掲げる書類

(2) 受付期間

各講習の始まる10日前まで

(3) 提出場所

所轄する地方事務所の林務課

4 受講料

徴収しません。

5 受講の許可通知

受講することを許可したときは、本人にその旨を通知します。

6 その他

この講習についての問い合わせは、長野県林業総合センター（電話 0263-52-0600）に行ってください。

信州の木振興課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年4月13日

長野県知事 村井 仁

1 許可番号 平成20年11月14日

長野県指令20建指第8-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東御市祢津字塚原269-3、鞍掛字刺田426-2、429-2、430-1、431、432-1、432-2、433、434-3、439、440-1、440-2、441、447-7、455-1、455-2、456、457、458、459-1、459-2、459-3、459-4、459-5、460-1、460-4、461-1、461-3、463-1、463-2、464-1、464-2、465-1、465-2、466、467-1、467-2、467-3、468、469、470、471、472、473、474、477、478、479、480-1、481-1、481-2、482-1、482-2、483、484、485-1、485-2、460-1番先、439番先、447-7番先、439番先、426-2番先、441番先、473番先、474番先、477番先、字上平486-1、486-2、486-3、487-1、487-2、487-3、487-4、487-5、487-6、487-7、487-8、487-9、490-2、491-2、491-3、491-4、493-3、493-7、504-2、504-3、504-4、504-5、504-6、504-7、504-8、504-19、504-20、504-21、504-22、504-23、504-24、504-27、504-28、504-29、504-30、504-31、504-32、504-33、504-34、505-1、505-2、505-3、506-27、506-28、506-29、506-30、506-31、506-32、491-4番先、字下平972-1、972-3、984-10、984-11、984-12、1011-5、1012-1、1012-2、1012-3、1012-5、1012-8、1012-9、1012-10、1012-11、1012-12、1013-2、1014-1、1014-2、1014-3、1015-2、1015、1016-1、1016-2、1016-3、1016-4、1017-1、1017-2、1017-3、1017-4、1018-1、1018-2、1019-1、1019-2、1019-3、1019-4、

1019-5、1019-6、1019-8、1019-10、1020、1021-1、
1021-2、1021-3、1021-4、1021-5、1022、1023、1024-
1、1024-2、1025、1026、1027、1028、1029、1030、1031、
1032、1033、1034、1035、1036、1037、1038、1039-1、1039-
2、1051、1052-1、1052-2、1052-4、1062-1、1063-3、
1063-5、1035番先、1021-1番先、1052-1番先、1021-2番
先、1012-1番先

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東御市県281-2

東御市土地開発公社 理事長 花岡利夫

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年4月13日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

1 許可番号 平成20年9月24日

長野県上伊那地方事務所指令20上伊地建第12-7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊那市西箕輪2148-232の内、2148-233、2148-236、2148-
237、2148-241の内、2148-247の内、2148-248、2148-249、
2148-250

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

伊那市下新田3050

伊那市土地開発公社 理事長 小坂権男

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年4月13日

長野県佐久地方事務所長 西裕司

1 許可番号 平成19年10月26日

長野県佐久地方事務所指令19佐地建第19-29号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市田口字五箇5615-1、5615-2、5616、5617、5618、
5619、5620、5621、5622、5623、5624、5625-1、5626-1、
5627、5628、5629、5630-1、5631、5632、5633、5634、5635、
5636、5637、5638、5639、5640、5641、5642、5643、字山腰5672、
5672-1、5673、5674-1、5674-2、5675、5676、5677、5678、
5679、5680、5681、5682、5683-1、5684-1、5685、5686、
5687、5688-1、5689、5690-1、5691、5692-1、5693-1、
5694、5695-1、5696-1、5697-1、字蛇島5939-3、5943-
1、5944-3、5945-2、5954-3、5959-1、5940-2の内、
5972-2の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市取出町183

佐久市土地開発公社 理事長 三浦大助

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年4月13日

長野県上小地方事務所長 堀内良人

1 許可番号 平成20年11月19日

長野県上小地方事務所指令20上小地建第3-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市上塙尻字あいの田226-1、227-1、228-1、228-2、
228-3、228-4、228-5、228-6、233-12、233-13、233-
14

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市大字小柴見283

有限会社K.T経営研究所 代表取締役 塚田勢津子

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年4月13日

長野県長野地方事務所長 小林守夫

- 1 許可番号 平成21年1月19日
長野県長野地方事務所指令20長地建第3-5号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名
須坂市墨坂一丁目1761-1、1740-4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市権堂町2201
長野電鉄株式会社 代表取締役 笠原甲一

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月13日

長野県議会事務局長 谷坂成人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成21年度委員会録音テープ反訳業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成22年3月31日まで
 - (4) 入札方法
テープ反訳業務1分当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県議会事務局議事課

電話 026(235)7413

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成21年4月24日(金) 午前10時
イ 場所 長野県庁 議会棟第1特別会議室
 - (3) 郵送入札書の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年4月17日(金)午後4時までに上記3の場所へ提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

議事課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月13日

長野県議会事務局長 谷坂成人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成21年度長野県議会本会議速記業務委託
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成22年3月31日まで
 - (4) 入札方法
長野県議会本会議に係る速記料(速記者2名派遣)及び待機時間料(速記者2名派遣)の1時間当たりの単価について行います。
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に

当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 過去に同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県議会事務局議事課

電話 026 (235) 7413

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年4月24日（金）午前11時

イ 場所 長野県庁 議会棟第1特別会議室

(3) 郵送入札書の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年4月17日（金）午後4時までに上記3の場所へ提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、総額が最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

議事課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成21年4月13日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
施設警備業務 (1級)	平成21年 7月19日 (日)	午前8時30分 から午後5時 まで	塩尻市大字宗賀桔 梗ヶ原73番地116 中南信運転免許 センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種別	区分	科目
施設警備業務 (1級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関する事項。 警備業務対象施設における保安に関する事項。 施設警備業務の管理に関する事項。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。
	実技試験	警備業務対象施設における保安に関する事項。 施設警備業務の管理に関する事項。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

（注） 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者で、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検定員

種 別	定 員
施設警備業務（1級）	30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(イ) 定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付期間

平成21年6月1日（月）から6月2日（火）まで（受付時間は午前9時から午後5時まで）とします。

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成21年6月12日（金）までに提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 4の(1)に該当する者にあっては、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書）。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、前記書面を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを誓約する書面及び履歴書

エ 4の(2)に該当する者にあっては、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面（1級検定受検資格認定書）

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万6,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ

（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることができます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3033）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課